

○まんのう町建設工事に係る最低制限価格の設定に関する運用方針

(平成 18 年 3 月 20 日訓令第 34 号)

改正 平成 19 年 4 月 1 日訓令第 27 号平成 21 年 5 月 20 日訓令第 16 号
平成 28 年 2 月 22 日訓令第 3 号平成 29 年 4 月 1 日訓令第 4 号
平成 31 年 4 月 1 日訓令第 9 号 令和元年 10 月 1 日訓令第 17 号
令和 2 年 3 月 31 日訓令第 3 号 令和 4 年 4 月 1 日訓令第 2 号
令和 5 年 3 月 27 日訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、まんのう町契約規則(平成 18 年まんのう町規則第 44 号)第 15 条の規定に基づき設定する最低制限価格に関しその運用方法等を定めるものとする。

[まんのう町契約規則(平成 18 年まんのう町規則第 44 号)第 15 条]

(工事の範囲)

第 2 条 最低制限価格を設定することができる工事の範囲は、原則として、予定価格が 130 万円を超える工事のうち建造物の形成を主体としたものとする。ただし、まんのう町建設工事低入札価格調査に関する事務取扱要領(平成 18 年まんのう町訓令第 35 号。以下「低入札価格調査事務取扱要領」という。)第 2 条に掲げる工事については最低制限価格を設定しないものとする。

[まんのう町建設工事低入札価格調査に関する事務取扱要領(平成 18 年まんのう町訓令第 35 号。以下「低入札価格調査事務取扱要領」という。)第 2 条]

(価格の算定)

第 3 条 最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合算額(1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に 100 分の 93 を乗じて得た額を超える場合にあつては、100 分の 93 を乗じて得た額(1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、100 分の 75 を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に 100 分の 75 を乗じて得た額(1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 直接工事費に 100 分の 97 を乗じて得た額(1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
- (2) 共通仮設費に 100 分の 90 を乗じて得た額(1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
- (3) 現場管理費に 100 分の 90 を乗じて得た額(1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
- (4) 一般管理費に 100 分の 68 を乗じて得た額(1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

2 特に必要があると認めるときは、前項各号の算定方法にかかわらず、予定価格の100分の75から100分の93までの範囲内で適宜の割合とすることができる。

(入札条項)

第4条 最低制限価格を設定した工事の競争入札において、最低制限価格未満で入札した者は再度の入札に参加させないものとし、このことは、入札執行前に入札条項として入札参加者に周知するものとする。

(算式の準用)

第5条 第3条に規定する最低制限価格の算定式は、低入札価格調査事務取扱要領第3条第2項に掲げる低入札価格調査基準価格を算出する際においても使用するものとする。

[第3条] [低入札価格調査事務取扱要領第3条第2項]

附 則

この訓令は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成19年4月1日訓令第27号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年5月20日訓令第16号)

この訓令は、平成21年5月20日から施行する。

附 則(平成28年2月22日訓令第3号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日訓令第4号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日訓令第9号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年10月1日訓令第17号)

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日訓令第3号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日訓令第2号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月27日訓令第2号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行前に一般競争入札の公告及び指名競争入札の通知等したものについては、なお従前の例による。